商標出願の為の先願調査について！

自社の商品に良い名称を付けて販売したい･･･等の目的で商標出願をされますが、事前の調査は十分でしょうか。窓口でも先願調査のご相談を受けていますが、なかなか一筋縄ではいかないようです。

窓口では、類似した商標も検索できるため特許電子図書館の『称呼検索』をよく使っていますし、相談者にもお薦めしています。しかし、事例のように「称呼検索」で検索しない商標があります。

＜次の記載で 「○」はひらがな一文字、「●」は漢字一文字を表しています。＞

◆登録されているのに検索してこない！！

探したい商標　「○○○○○○●●●」、指定区分　第 16 類（類似群コード：26D01）

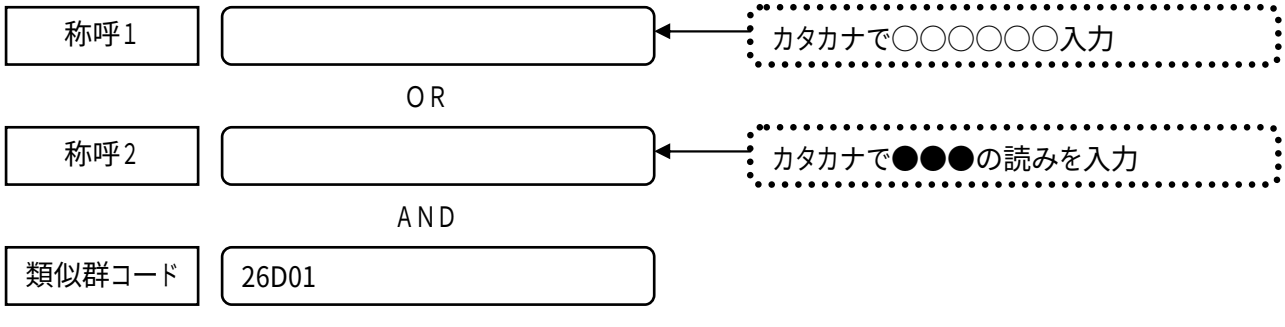

検索結果　3件（称呼1：3件　　称呼2：0件）

「○○○○○○」が2件（同じ権利者）　　「○○○○○○の●●」（他の権利者）

ひらがな部分は完全に同じ、●●部分は別物でした。

しかし、『商標出願･登録情報』を使用して検索すると

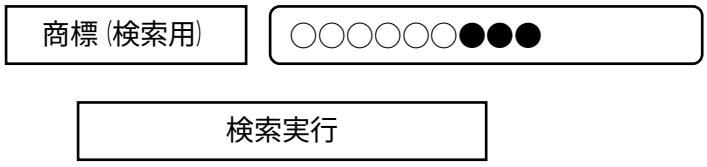

検索結果　2件

そのものズバリが検索されました。且つ1件は類似群コードも一致しました。

商標「○○○○○○●●●」は、2件登録されていました。同じ権利者です。何故、称呼検索ではヒットしなかったのでしょうか。

2件の「称呼」データを見比べると、1件は一連の称呼のみとして扱われ、他方は一連の称呼のみならず、ひらがな部分、漢字部分がそれぞれ称呼として記載されていました。

特許電子図書館の商標データベースの概要に、称呼は商標から生じる読みをカタカナで表示と記載されています。特許電子図書館でのデータ開示はあくまでもサービスですから、利用する側で注意をしないといけないようです。

特許等取得活用支援事業　窓口支援担当